別紙２

個人情報の取扱いを定める特約

（目的）

第１条　本特約 は、那覇市個人情報保護条例（平成 3 年那覇市条例 21 号）第 29 条及び那覇市個人情報保護条例施行規則（平成 3 年那覇市規則 34 条）第 17 条の規定に基づき、情報通信ネットワーク、情報システムの開発及び保守、セキュリティ関連を含む情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

(1)　委託者　個人情報を取り扱う業務の処理を委託した者をいう。

(2)　受託者　個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。

(3)　個人情報　氏名、住所、電話番号、家族構成等の委託者が管理する個人に属する情報をいう。

(4)　ログ　コンピュータの利用状況の記録、又は利用状況を記録するファイルをいう。

(5)　滅失等　個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

（秘密の保持）

第３条　受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の滅失等の防止等に関する義務）

第４条　受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第５条　受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。ただし、那覇市個人情報保護条例第９条に掲げる事由に該当する場合はこの限りではない。

２　受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、配布等をしてはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

（個人情報処理の再委託の禁止又は制限）

第６条　受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

別紙２

２　受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は委託者に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

（個人情報の複写及び複製の禁止）
第７条　受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。
２　受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写又は複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

（個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務）
第８条　委託者は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。
２　委託者は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
３　委託者が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は委託者に協力しなければならない。

（個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務）
第９条　受託者は、滅失等があった場合は速やかに委託者へ報告しなければならない。
２　受託者は、滅失等があった場合は速やかにシステムのログ等から原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

（委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄）
第 10 条　受託者は、本契約終了後に委託者から要求がある場合又は法令の定めで必要がある場合は、直ちに委託者から預託された個人情報を委託者に返却しなければならない。ただし、委託者から別に指示がある場合は、その指示に従って廃棄又はその他の処分をするものとする。
２　廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

（廃棄の方法）
第 11 条　受託者は、委託者から預託された個人情報を廃棄する場合は、次の各号に定める方法によるものとする。
(1)　個人情報が記載されている書類等は、焼却、溶解又は微細に裁断する。
(2)　個人情報が記録されている機器類又は電子媒体等は、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とする措置を講じる。
２　受託者は、前項各号に定める方法により廃棄した場合は、速やかに廃棄した旨を証明

別紙２

する書面を委託者に提出しなければならない。

（従事者への周知）
第 12 条　受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（作業場所の指定等）
第 13 条　受託者は、本契約の業務による事務の処理について、市庁舎内において行うものとする。なお、受託者は、市庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施、その他の安全確保の措置についてあらかじめ委託者に届け出て、委託者の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。